

社会福祉法人 おんがの会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人おんがの会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他職務執行の対価として受け取るものであり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬・費用)

第3条 役員等の報酬については、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。
2 役員等の費用については別に定めるおんがの会役員等旅費規程に従い、費用を支給する。

(支給方法)

第4条 費用等については、現金により本人に支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。